

霧島市条例第4号  
令和3年3月30日

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

#### 霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の11.6」を「100分の10.0」に改める。

第5条中「22,400円」を「19,900円」に改める。

第5条の2第1号中「23,000円」を「21,600円」に改め、同条第2号中「11,500円」を「10,800円」に改め、同条第3号中「17,250円」を「16,200円」に改める。

第6条中「100分の3.4」を「100分の3.3」に改める。

第7条中「7,400円」を「7,500円」に改める。

第7条の2第1号中「6,400円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「3,200円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「4,800円」を「6,000円」に改める。

第8条中「100分の2.6」を「100分の2.8」に改める。

第9条の2中「9,400円」を「9,000円」に改める。

第9条の3中「5,700円」を「5,300円」に改める。

第23条第1号ア中「15,680円」を「13,930円」に改め、同号イ（ア）中「16,100円」を「15,120円」に改め、同号イ（イ）中「8,050円」を「7,560円」に改め、同号イ（ウ）中「12,075円」を「11,340円」に改め、同号ウ中「5,180円」を「5,250円」に改め、同号エ（ア）中「4,480円」を「5,600円」に改め、同号エ（イ）中「2,240円」を「2,800円」に改め、同号エ（ウ）中「3,360円」を「4,200円」に改め、同号オ中「6,580円」を「6,300円」に改め、同号カ中「3,990円」を「3,710円」に改め、同条第2号ア中「11,200円」を「9,950円」に改め、同号イ（ア）中「11,500円」を「10,800円」に改め、同号イ（イ）「5,750円」を「5,400円」に改め、同号イ（ウ）中「8,625円」を「8,100円」に改め、同号ウ中「3,700円」を「3,750

円」に改め、同号エ（ア）中「3,200円」を「4,000円」に改め、同号エ（イ）中「1,600円」を「2,000円」に改め、同号エ（ウ）中「2,400円」を「3,000円」に改め、同号オ中「4,700円」を「4,500円」に改め、同号カ中「2,850円」を「2,650円」に改め、同条第3号ア中「4,480円」を「3,980円」に改め、同号イ（ア）中「4,600円」を「4,320円」に改め、同号イ（イ）中「2,300円」を「2,160円」に改め、同号イ（ウ）中「3,450円」を「3,240円」に改め、同号ウ中「1,480円」を「1,500円」に改め、同号エ（ア）中「1,280円」を「1,600円」に改め、同号エ（イ）中「640円」を「800円」に改め、同号エ（ウ）中「960円」を「1,200円」に改め、同号オ中「1,880円」を「1,800円」に改め、同号カ中「1,140円」を「1,060円」に改める。

附則第19項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第19項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の霧島市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。